

静岡県教職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年7月23日

静岡県知事 鈴木康友

静岡県条例第36号

静岡県教職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

静岡県教職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和32年静岡県条例第17号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(特殊勤務手当の種類) 第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。 (1)～(7) (略)	(特殊勤務手当の種類) 第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。 (1)～(7) (略) <u>(8) 応急防災等作業手当</u> (夜間中学業務手当)
(夜間中学業務手当) 第9条 (略)	第9条 (略) <u>(応急防災等作業手当)</u>
	第10条 <u>応急防災等作業手当は、職員が次に掲げる作業に従事したときに支給する。</u> (1) <u>異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策基本法第23条第1項又は第23条の2第1項の規定に基づき災害対策本部が設置された地方公共団体の区域（人事委員会規則で定める区域に限る。）に派遣されて行う災害応急対策に係る連絡調整又は避難所運営の作業</u> (2) <u>前号に掲げる作業に相当すると人事委員会が認める作業</u> 2 <u>前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額（大規模な災害として人事委員会規則で定める災害に係る作業に従事した場合にあっては、1,080円）とする。</u> (1) <u>前項第1号に掲げる作業 710円</u> (2) <u>前項第2号に掲げる作業 1,080円を超えない範囲内で、人事委員会が定める額</u> 3 <u>前項の規定にかかわらず、第1項各号に掲</u>

(支給額の減額)

第10条 (略)

(委任)

第11条 (略)

附 則

(緊急災害対策本部が設置された非常災害に対処するための死体処理手当の特例)

- 4 第7条第2項の規定にかかわらず、職員が災害対策基本法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された非常災害に対処するため第7条第1項に規定する作業に従事した場合において人事委員会が定めるときの死体処理手当の額は、作業に従事した日1日につき、2,000円(心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める作業に従事した場合にあっては、当該額にその100分の100に相当する額を超えない範囲内において人事委員会が定める額を加算した額)とする。

げる作業が深夜において行われた場合の同項の手当の額は、前項に定める額にその100分の50に相当する額を加算した額とする。

(支給額の減額)

第11条 (略)

(委任)

第12条 (略)

附 則

(特定大規模災害に対処するための死体処理手当の特例)

- 4 第7条第2項の規定にかかわらず、職員が災害対策基本法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された非常災害(以下「特定大規模災害」という。)に対処するため第7条第1項に規定する作業に従事した場合において人事委員会が定めるときの死体処理手当の額は、作業に従事した日1日につき、2,000円(心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める作業に従事した場合にあっては、当該額にその100分の100に相当する額を超えない範囲内において人事委員会が定める額を加算した額)とする。

(特定大規模災害に対処するための応急防災等作業手当の特例)

- 5 第10条第2項及び第3項の規定にかかわらず、職員が特定大規模災害に対処するため同条第1項各号に掲げる作業に引き続き5日を下らない範囲内において人事委員会が定める期間以上従事した場合の応急防災等作業手当の額は、同条第2項又は第3項の規定による額に、同条第2項各号に掲げる作業の区分に応じ当該各号に定める額の100分の100に相当する額を超えない範囲内において人事委員会が定める額を加算した額とする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第2条及び第10条の規定は、令和6年1月1日から適用する。